

第**12**回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

株式会社カーリット 本社会議室
東京都中央区京橋一丁目17番10号
住友商事京橋ビル7階

※ご来場の際は、裏表紙の株主総会
会場ご案内図をご参照ください。

目次

第12回定時株主総会招集ご通知	5
株主総会参考書類	10
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
事業報告	21
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告書	41

株主総会ご出席の方へのお土産は用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



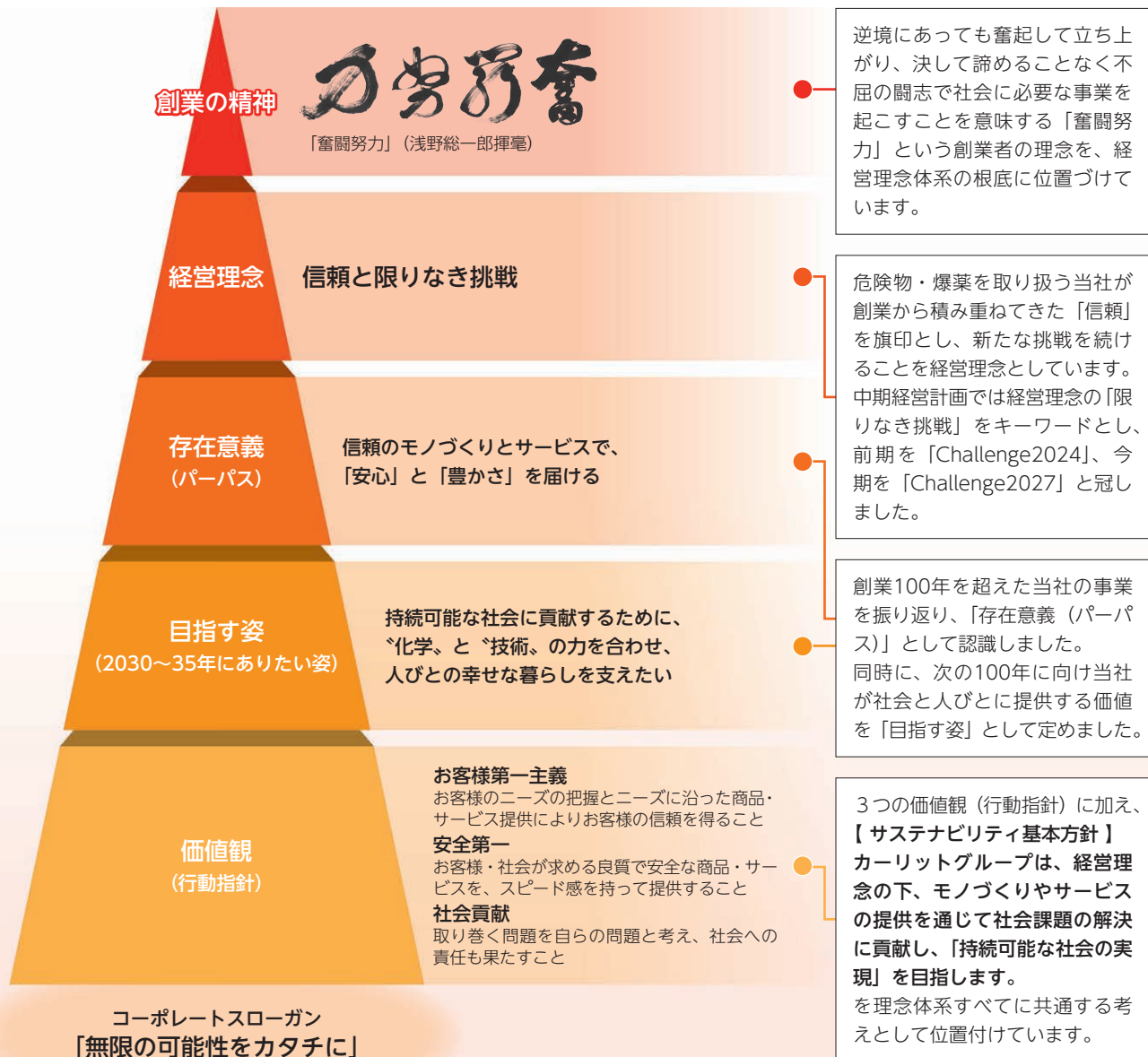
招集ご通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。
<http://p.sokai.jp/4275/>



株式会社カーリット

証券コード：4275

経営理念体系



株主の皆様へ

当社グループのありたい姿の実現を目指し、 企業価値の向上を目指してまいります。

ごあいさつ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第12回定時株主総会を2025年6月27日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当連結会計年度においては、地政学的リスクが長期化していることや、中国経済の停滞等もあり、先行き不透明な状況が継続しました。

このような経営環境のなか、当社グループにおいては、化学品セグメントとエンジニアリングサービスセグメントが好調に推移した一方で、人件費・エネルギーコストの上昇等が業績に対して下押し圧力となりました。

また、2024年度は中期経営計画「Challenge2024」の最終年度となりました。この3か年を「基盤強化ステージ」と位置付け、成長事業の加速化、研究開発の拡充、既存事業の収益性改善、事業インフラの再構築等に注力してまいりました。

これらの取り組みで築いた基盤は、2025年度からの新たな中期経営計画「Challenge2027」へとつなげてまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役兼社長執行役員 **金子 洋文**

長期展望・中期経営計画「Challenge2027」

2030～2035年の
ありたい姿

持続可能な社会に貢献するために、
"化学"と"技術"の力を合わせ、人びとの幸せな暮らしを支えたい

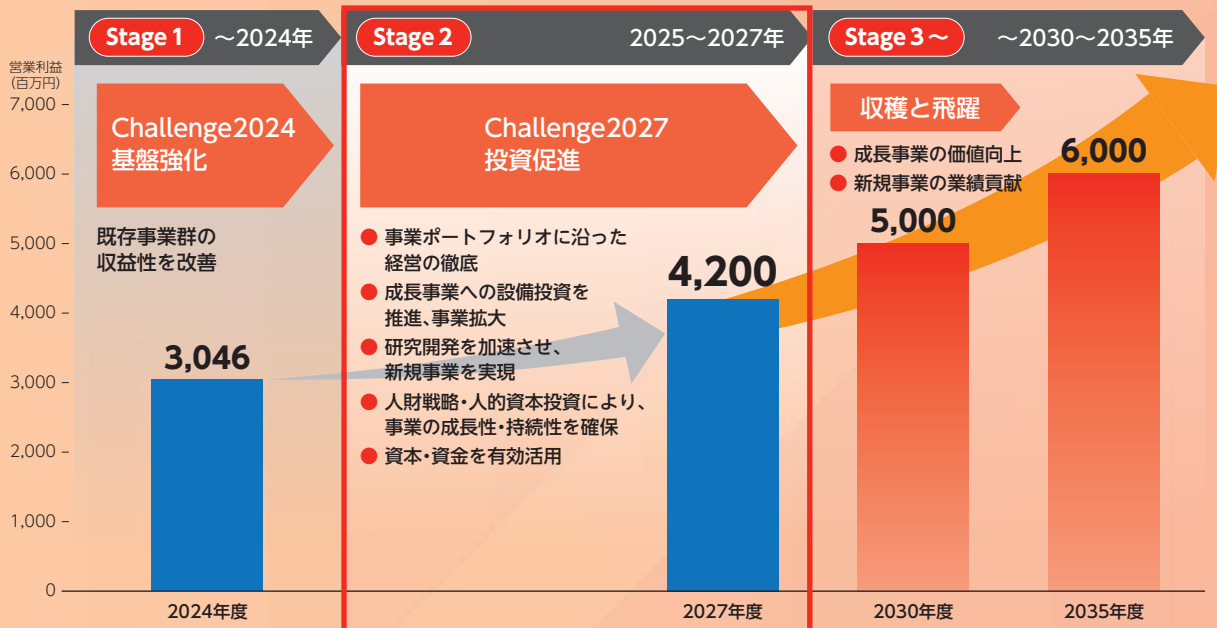
2030～2035年のありたい姿として「持続可能な社会に貢献するために、“化学”と“技術”の力を合わせ、人びとの幸せな暮らしを支えたい」を掲げています。

2030年に向けたStage2として中期経営計画「Challenge2027」を位置付け、「事業別成長戦略」、「研究開発による事業成長」、「成長を実現する人財戦略」、「財務戦略と資本収益性の向上」への取り組みを推進することで、ありたい姿の実現を目指してまいります。

●カーリットの成長ビジョン

2035年に向けた成長ビジョンと中期経営計画「Challenge2027」の位置付け

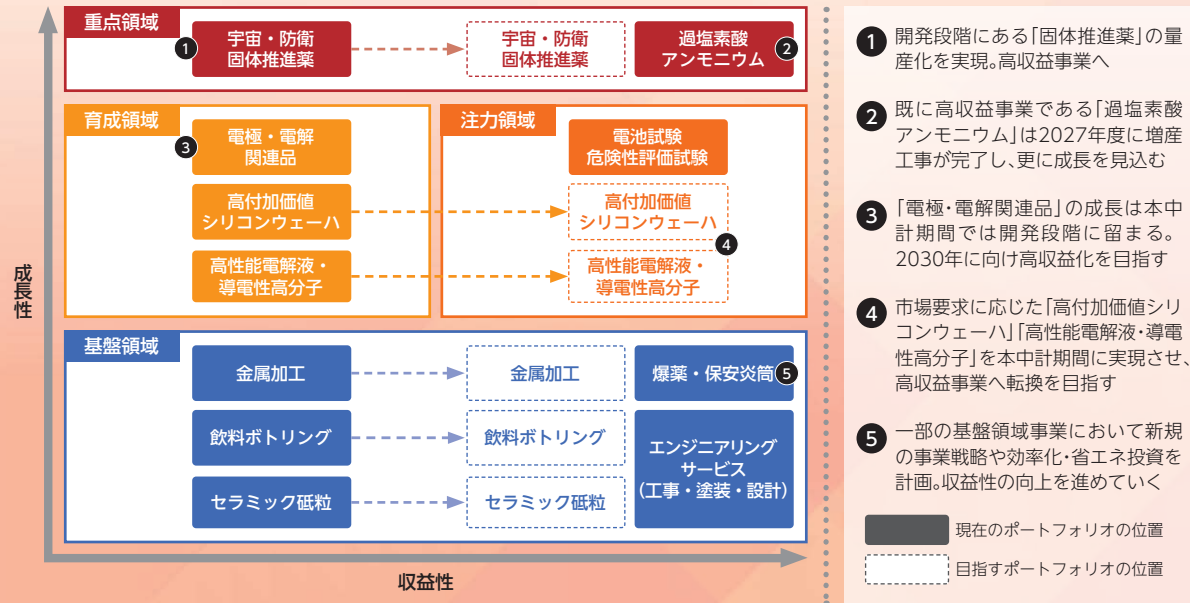
新中期経営計画「Challenge2027」は基盤強化期に既存事業で稼いだキャッシュを成長事業、研究開発・新規事業、人的資本へ投資し、「収穫と飛躍」に備えるフェーズと位置付けております。



●事業ポートフォリオの最適化

中期経営計画「Challenge2027」3年間における、最適化の考え方

「Challenge2024」期間の取り組みならびに内外環境の変化を踏まえ、事業ポートフォリオを見直しました。
今後も事業ポートフォリオの最適化（事業の拡大、開発事業の実現）や外部環境変化に合わせ、見直しを進めてまいります。



●事業全体の収益計画

中期経営計画「Challenge2027」中における事業全体の成長計画

内外環境に注視し、リスクと機会に応じた事業ポートフォリオ経営を徹底。
資本コストを意識したマネジメントの実践を続け、2030年の「収獲と飛躍」ステージに向け業績成長を目指してまいります。

	2022年度	2023年度	2024年度※	売上高	Challenge2027
売上高	360億円	365億円	380億円	重点領域 +20億円	2027年度 420億円
営業利益	26.4億円	33.5億円	29.0億円	注力領域 +10億円	42億円
営業利益率	7.3%	9.1%	7.6%	育成領域 +5億円	10.0%
ROE	7.0%	7.4%	7.4%	基盤領域 +5億円	8.5%

※計画策定時の数値

(証券コード 4275)

(発送日) 2025年6月11日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目17番10号

株式会社カーリット

代表取締役兼社長執行役員 金子 洋 文

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.carlithd.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4275/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「カーリット」または「コード」に当社証券コード「4275」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類（10ページから20ページ）をご検討のうえ、議決権行使のご案内（8ページおよび9ページ）にしたがって、2025年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

2. 場 所

株式会社カーリット 本社会議室

東京都中央区京橋一丁目17番10号

住友商事京橋ビル7階

（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

(1) 第12期（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第12期（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ※ 議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせて頂きます。
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- ※ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「主要な営業所および工場」、「従業員の状況」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
※「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（横断線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

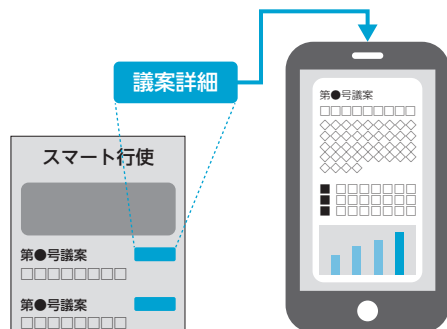
「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

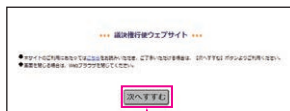
「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能です



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

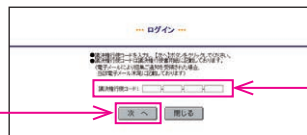
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



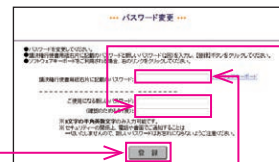
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ) ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

- ・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
- ・インターネット等による議決権行使において、インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ・インターネット等による議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合がございます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。成長が期待され、独自性のある事業展開のための研究開発および既存事業の活性化ならびに事業領域拡大に向けた施策を有効に行うための内部留保を図るとともに、株主の皆様への利益還元につきましては総還元性向30%を基本的な考え方とし、業績連動型の配当を推進しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績およびこれらの取り組みに基づき、下記のとおり1株につき普通配当36円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類 ： 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金36円
 総額 ： 862,478,676円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 ： 2025年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。本議案では新任の取締役2名を含めた7名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位・担当	
1	かね 金	こ 子	ひろ 洋	ふみ 文	代表取締役兼社長執行役員 内部監査室担当	再任
2	おか 岡	もと 本	ひで 英	お 夫	取締役兼執行役員 財務部、法務・コンプライアンス 部、金属加工セグメント担当	再任
3	たか 高	はし 橋	しげ 茂	のぶ 信	取締役兼執行役員 生産本部、長野工場統括、生産・ 品質統括部担当	再任
4	なか 中	つ 津	りゅう 隆	いち 一	執行役員 経営企画部、ボトリングセグメン ト担当	新任
5	むら 村	やま 山	ゆかり 由香里		社外取締役	再任 社外 独立
6	ふじ 藤	わら 原	やす 康	ひろ 弘	社外取締役	再任 社外 独立
7	さ 佐	とう 藤	はる 晴	とし 俊	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1 再任	 かねこ ひろふみ 金子 洋文 (1960年4月30日)	1984年4月 日本カーリット(株)入社 2015年6月 当社執行役員 日本カーリット(株)代表取締役社長兼営業本部長 2016年6月 当社取締役兼執行役員グループ営業統括 日本カーリット(株)代表取締役社長 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括 2020年6月 当社代表取締役社長R&Dセンター、内部監査室担当 2023年4月 当社代表取締役兼社長執行役員経営企画部、内部監査室担当 2024年4月 当社代表取締役兼社長執行役員内部監査室担当（現） （取締役候補者とした理由） 日本カーリット(株)代表取締役社長、当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括および戦略部門統括を経て、当社代表取締役兼社長執行役員に就任しております。代表取締役就任後は卓越したリーダーシップを発揮し中期経営計画「Challenge2024」の策定および実行を推進しグループを牽引してまいりました。本年度からは新たに「Challenge2027」をスタートさせ、達成に向け陣頭に立って経営を指揮しております。グループ全般の経営管理および経営戦略策定に関する実績と経営者としての豊富な経験を有しており、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者いたしました。	34,500株
2 再任	 おかもと ひでお 岡本 英夫 (1961年7月15日)	1985年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行 2006年8月 (株)みずほフィナンシャルグループ グループ戦略部次長 2012年4月 みずほ信託銀行(株)法務室長 2013年10月 当社法務部長兼内部監査室長 2019年6月 当社取締役兼執行役員グループ管理部門統括法務・コンプライアンス部長 2020年6月 当社取締役兼執行役員財務部、ITシステム推進部、法務・コンプライアンス部担当、法務・コンプライアンス部長 2023年10月 当社執行役員金属加工セグメント担当 財務部、法務・コンプライアンス部担当 日本カーリット(株)取締役兼執行役員 2024年6月 当社取締役兼執行役員財務部、法務・コンプライアンス部、金属加工セグメント担当（現） （取締役候補者とした理由） (株)みずほフィナンシャルグループでの信託・資産運用部門の経営企画業務、(株)みずほ銀行での海外業務経験を有し、2013年より当社法務、コンプライアンス、知的財産、内部監査に携わり、現在は当社財務部、法務・コンプライアンス部、金属加工セグメント（並田機工(株)および東洋発條工業(株)）担当の当社取締役兼執行役員に就任しております。銀行時代に培った財務・会計に関する豊富な知識と経験、コンプライアンス委員会担当役員として当社グループの法令遵守レベルアップの実績を有しており、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者いたしました。	7,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3 再任	 たかはし しげのぶ 高橋 茂信 (1962年10月6日)	1983年 4 月 日本カーリット(株)入社 2016年 4 月 日本カーリット(株)生産本部群馬工場長 2019年 4 月 (株)シリコンテクノロジー取締役 2020年 4 月 日本カーリット(株)執行役員生産本部長 2021年 4 月 当社執行役員 日本カーリット(株)取締役生産本部長 2023年11月 当社執行役員カーボンニュートラル推進・生産品質統括部担当 日本カーリット(株)取締役兼執行役員生産本部担当 2024年 6 月 当社取締役兼執行役員生産本部、生産・品質統括部担当 2025年 4 月 当社取締役兼執行役員生産本部、長野工場統括、生産・品質統括部担当（現）	7,500株
		（取締役候補者とした理由） (株)シリコンテクノロジー取締役、日本カーリット(株)取締役生産本部長を経て、当社取締役兼執行役員生産本部、長野工場統括、生産・品質統括部担当に就任しております。当社工場の成長領域への積極的な設備投資を主導した実績と、生産技術および品質保証における豊富な知識と経験を有しており、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。	
4 新任	 なか つ りゅういち 中津 隆一 (1968年3月10日)	1991年 4 月 日本カーリット(株)入社 2017年 1 月 当社人事部長兼秘書室長 2019年 4 月 当社総務部長 2020年 4 月 ジェーシーボトリング(株)取締役 2022年 6 月 ジェーシーボトリング(株)常務取締役 2023年 4 月 ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長（現） 2024年 4 月 当社執行役員ボトリングセグメント担当 2025年 4 月 当社執行役員、経営企画部、ボトリングセグメント担当（現）	4,100株
		（取締役候補者とした理由） 当社人事部長兼秘書室長、総務部長を経て、ジェーシーボトリング(株)の代表取締役社長および当社執行役員、経営企画部、ボトリングセグメント担当に就任しております。人事・総務をはじめとした管理部門業務のほか、経営者として経営管理および企業戦略の遂行に関する豊富な知識と経験を有しており、ボトリングセグメントにおいて、環境へ責任のあるサステナビリティ経営を推進していることから、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
5 再 任 社 外 独 立	 むらやま ゆかり 村山 由香里 (1972年8月4日)	2000年 4 月 弁護士登録 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）（旧坂井秀行法律事務所）弁護士 2010年 1 月 金融庁監督局（金融会社室および信用機構対応室）出向 2012年 4 月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）カウンセラー 2013年 1 月 同 事務所パートナー 2015年 4 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー（現） 2015年 6 月 (株)電通国際情報サービス（現(株)電通総研）社外監査役 2022年 6 月 当社社外取締役（現） 2023年 3 月 (株)電通国際情報サービス（現(株)電通総研）社外取締役（監査等委員）（現） （重要な兼職の状況） アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー (株)電通総研社外取締役（監査等委員） （社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門性を有しております。当社の社外取締役就任以降、これまでの豊富な知識と幅広い経験を背景に多角的な視点から、適切な提言・助言を独立的な立場で行っており、取締役会の透明性・公正性の確保に貢献しております。これらの経験・知見のみならず、DE&I推進に関する提言や施策などの職務実績も踏まえ、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されるため、社外取締役候補者いたしました。	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
6 再任 社外 独立	 ふじわら やすひろ 藤原 康弘 （1972年1月3日）	1995年 4 月 三井ホーム(株)入社 1998年 7 月 三井ホーム(株)退社 2001年10月 中央青山監査法人入所 2007年 7 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2021年 1 月 藤原会計士事務所代表（現） (株)会計応援工房代表取締役（現） 2021年 6 月 (株)フコク社外取締役（監査等委員）（現） 2023年 6 月 当社社外監査役 2024年 6 月 当社社外取締役（現） （重要な兼職の状況） 藤原会計士事務所代表 (株)会計応援工房代表取締役 (株)フコク社外取締役（監査等委員）	—
		（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 公認会計士としての高度な専門性と、他社の社外取締役（監査等委員）としての経験を有しております。当社社外監査役就任以来、独立的な立場で取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たした実績を踏まえ、取締役会の審議および意思決定に参画することにより監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上へ、財務戦略等の視点からより直接的な貢献が期待されるため、社外取締役候補者いたしました。	
7 新任 社外 独立	 さとう はるとし 佐藤 晴俊 （1961年6月1日）	1984年 4 月 東京応化工業(株)入社 1992年12月 TOKYO OHKA KOGYO AMERICA,INC.出向 1999年 2 月 東京応化工業(株)帰任 2004年 4 月 東京応化工業(株)品質保証部長 2007年 4 月 東京応化工業(株)先端材料開発二部長 2009年 6 月 東京応化工業(株)執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長 2012年 6 月 東京応化工業(株)取締役兼執行役員開発本部長 2017年 6 月 東京応化工業(株)取締役兼常務執行役員開発本部長 2019年 3 月 東京応化工業(株)取締役兼専務執行役員開発本部長 2022年 3 月 東京応化工業(株)取締役（現） （重要な兼職の状況） 東京応化工業(株)取締役	—
		（社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 東京応化工業(株)において海外業務の経験を持つほか、品質保証部長や開発本部長として要職を歴任し、製品開発および品質保証の分野において豊富な知識と経験を有しております。これらの経験、知見、職務実績を踏まえ取締役会の審議および意思決定に参画することにより、開発戦略の視点から、独立的な立場で適切な提言・助言を行い、監督機能や意思決定機能の実効性向上および当社グループの企業価値向上への貢献が期待されるため、社外取締役候補者いたしました。	

1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村山由香里氏ならびに藤原康弘氏は社外取締役候補者であります。当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として届出しており、再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
3. 佐藤晴俊氏は社外取締役候補者であります。選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届出をする予定です。
4. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役を除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である村山由香里氏ならびに藤原康弘氏が再任され就任した場合、両氏との間で同契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である佐藤晴俊氏が選任され就任した場合、佐藤晴俊氏と同契約を新たに交わす予定です。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 岡本英夫氏は過去において当社の取締役であったことがあり、通算の取締役在任年数は5年です。
7. 村山由香里氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
8. 藤原康弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
9. 村山由香里氏の戸籍上の氏名は、萩原由香里であります。
10. 村山由香里氏は2025年6月開催予定のMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社定時株主総会において同社の社外取締役（監査等委員）に就任予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。本議案では、3名の監査役の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位			
1	いわ	むら	しん	いち	社外常勤監査役	再 任	社 外	独 立
	岩	村	伸	一				
2	み	た	むら	れい	社外監査役	再 任	社 外	独 立
	三田	村	玲	子				
3	あお	き	あき	のり	監査役	再 任		
	青	木	章	哲				

再 任 再任監査役候補者 社 外 社外監査役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	氏名（生年月日）	略歴、地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
1 再任 社外 独立	 いわむら しんいち 岩村 伸一 （1965年2月19日）	1989年4月 安田信託銀行(株)（現みずほ信託銀行(株)）入社 2012年4月 みずほ信託銀行(株)年金運用部長 2015年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ アセットマネジメント業務部 副部長 みずほ信託銀行(株) 投資運用業務部長 2017年4月 みずほ信託銀行(株) 執行役員 総合戦略運用部長 2019年6月 日本ペンション・オペレーション・サービス(株)取締役副社長 2020年4月 アセットマネジメントOne(株) 常務執行役員 2023年6月 アセットマネジメントOne(株) 取締役（監査等委員） 2024年6月 当社社外常勤監査役（現）	—
（社外監査役候補者とした理由） 日本ペンション・オペレーション・サービス(株)取締役副社長、アセットマネジメントOne(株)常務執行役員、アセットマネジメントOne(株)取締役（監査等委員）を歴任しております。組織マネジメントやガバナンスをはじめとした経営全般にわたる豊富な知識と、幅広い経験にもとづいた多角的な視点から、取締役会の透明性・公正性の確保および意思決定の妥当性・監督機能について、独立的な立場で適切な助言と実効性の高い監査への貢献が期待されるため、社外監査役候補者といいたしました。			
2 再任 社外 独立	 み た む ら れ い こ 三田村 玲子 （1971年8月26日）	2000年10月 中央青山監査法人入所 2006年4月 中村玲子公認会計士事務所代表 2010年9月 清泉監査法人入所 2016年7月 中村玲子公認会計士事務所を三田村玲子公認会計士事務所へ名称変更（現） 2024年6月 当社社外監査役（現）	—
（重要な兼職の状況） 三田村玲子公認会計士事務所代表 （社外監査役候補者とした理由） 過去に会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての財務・会計の高度な専門性ととともに、監査法人での豊富な経験を有しております。これらの知見を活かし、社外監査役としての独立的な立場から、取締役会の透明性・公正性の確保および意思決定の妥当性・監督機能について、適切な助言と実効性の高い監査への貢献が期待されるため、社外監査役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3 再任	 あおき 青木 あきのり 章哲 (1956年1月26日)	1978年 4 月 日本カーリット(株)入社 2009年 6 月 日本カーリット(株)執行役員 第一薬品興業(株)代表取締役社長 2013年10月 当社執行役員 (株)ジャベックス取締役副社長 2017年 6 月 当社監査役（現） 日本カーリット(株)監査役 2019年 6 月 日本カーリット(株)常任監査役 (監査役候補者とした理由) 当社執行役員、第一薬品興業(株)代表取締役社長、(株)ジャベックス取締役副社長、日本カーリット(株)取締役管理本部長を経て、当社監査役に就任しております。また、日本カーリット(株)常任監査役も務め、当社グループの経営、事業、財務・会計の幅広い分野において、豊富な経験と知見を有していることから取締役会の透明性・公正性の確保および意思決定の妥当性・監督機能について、適切な助言と実効性の高い監査への貢献が期待されるため、監査役候補者いたしました。	8,600株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 岩村伸一氏ならびに三田村玲子氏は社外監査役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けており、両氏が再任され就任した場合、独立役員の届出を継続する予定です。
3. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、岩村伸一氏、三田村玲子氏ならびに青木章哲氏の3氏が再任され就任した場合は3氏の契約を継続する予定です。
 なお、その契約内容の概要は次の通りです。
 ・ 監査役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、各候補者が監査役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 岩村伸一氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 三田村玲子氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

【ご参考】本株主総会終結後の各役員のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に、当社が各取締役および各監査役に期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

	氏 名		企業経営	財務・会計	研究・開発 製造・技術	法務・リスク マネジメント・ ガバナンス	企画・ マーケティング	グローバル 経験	環境・サステ ナビリティ	人財・ ダイバーシティ
取 締 役	金 子 洋 文	男性	●		●	●	●	●		●
	岡 本 英 夫	男性		●		●		●		●
	高 橋 茂 信	男性			●	●			●	●
	中 津 隆 一	男性	●				●		●	●
	村 山 由香里	女性				●				●
	藤 原 康 弘	男性		●		●	●			
	佐 藤 晴 俊	男性	●		●			●		
監 査 役	岩 村 伸 一	男性	●	●		●				
	三田村 玲 子	女性		●		●				
	青 木 章 哲	男性		●	●		●			

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、2024年度を最終年度とする中期経営計画「Challenge2024」を策定し、経営方針として「事業ポートフォリオの最適化により企業価値の向上を目指す」を掲げ、「成長事業の加速化」「研究開発の拡充」「既存事業の収益性改善」「ESG経営の高度化」「事業インフラの再構築」という5つの戦略を推進してまいりました。これらに加え、経営環境の変化に柔軟に対応することで「Challenge2024」の達成をより確実にすることを目的にローリング方式にて中期経営計画の見直しを行い、「ローリングプラン2023」や「グローアッププラン2024」を策定してまいりました。

今後は2025年3月に公表した新中期経営計画「Challenge2027」を推進し、引き続き企業価値の向上を目指してまいります。

当連結会計年度の連結売上高は369億1千4百万円（前期比3億3千7百万円増、同0.9%増）となりました。連結営業利益は30億4千6百万円（前期比3億5百万円減、同9.1%減）、連結経常利益は33億2千万円（前期比2億8千万円減、同7.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億7千万円（前期比2千8百万円減、同1.1%減）となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、化学品セグメント（化薬分野、化成品分野、電子材料分野、セラミック材料分野）とエンジニアリングサービスセグメントの販売が好調に推移しました。

しかしながら、化学品セグメントのシリコンウェーハ分野は顧客の生産・在庫調整の影響、ボトリングセグメントは工場の定期修繕の設備復旧の遅れおよび生産数量減少の影響を受け減益となりました。販売好調な事業セグメント・分野においても、人件費・エネルギーコスト上昇等の影響を受け利益率が低下していることから、全体としては増収減益となりました。

なお、当社は、2024年10月1日付で当社を存続会社、当社の完全子会社であった日本カーリット株式会社および株式会社シリコンテクノロジーを消滅会社とする吸収合併を実施したことにより持株会社から事業会社へ移行しました。これに伴い管理区分の見直しを行い、従来「その他」に含めていた当社の財務情報を「化学品」に含めています。前連結会計年度の数値は、変更後の報告セグメントの区分に組み替えた数値で比較分析しています。

主な売上高の増減の状況は次のとおりです。

化学品セグメント

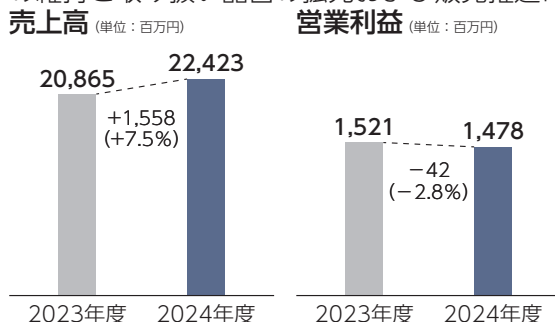
化薬分野におきましては、産業用爆薬は、適正価格の反映により増収増益となりました。自動車用緊急保安炎筒は、型式認証問題に伴う新車生産台数減少の影響を受けるも、第4四半期で挽回をはかったことで売上高はほぼ横ばい、しかしながら生産コスト増加により減益となりました。高速道路用信号焰管は、自動車交通量等の変動は見られず需要は堅調に推移し、また適正価格の反映により増収増益となりました。煙火関連は、花火大会の増加等により需要が増加し、増収増益となりました。

受託評価分野におきましては、各種研究開発市場の活況が継続し危険性評価試験・電池試験ともに好調で推移し、人件費やエネルギーコスト増加の影響を受けつつも大型特別試験の受注が増加し、増収増益となりました。

化成品分野におきましては、塩素酸ナトリウムは紙パルプ漂白用途の需要に対し安定した供給を進め、増収増益となりました。過塩素酸アンモニウム（ロケット・防衛用推進薬原料）は、宇宙ロケット用途の販売が好調に推移し、増収増益となりました。電極は、酸素発生系電極の交換需要が好調に推移し、増収増益となりました。過塩素酸は、国内主要ユーザー向けの販売が堅調に推移するも海外需要が低迷し、減収減益となりました。

電子材料分野におきましては、EV市場の成長鈍化の影響を受けるも、AIサーバー等の付随部品向け需要が好調に推移し、増収増益となりました。

セラミック材料分野におきましては、国内砥石・研磨布紙メーカーの需要低迷が続くも、適正価格の維持と取り扱い品目の拡充および販売推進により、増収増益となりました。

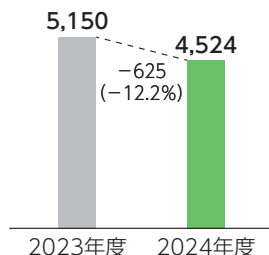


シリコンウェーハ分野におきましては、半導体市場低迷に端を発する顧客の在庫過多や生産調整が継続するも挽回をはかり増収となったものの、利益性の高い製品の販売が伸び悩み、減益となりました。小口径ウェーハ市場の新規開拓とシェア拡大、既存製品群の生産性向上に引き続き注力してまいります。

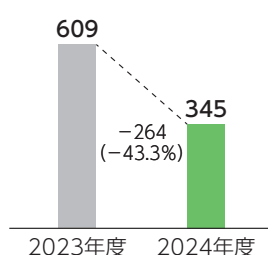
これらの結果、当セグメント全体の売上高は224億2千3百万円（前期比15億5千8百万円増、同7.5%増）、営業利益は14億7千8百万円（前期比4千2百万円減、同2.8%減）となりました。

ボトリングセグメント

売上高 (単位: 百万円)



営業利益 (単位: 百万円)

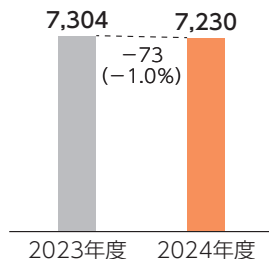


ボトリングセグメントにおきましては、ペットボトル飲料は第1四半期の定期修繕後の設備復旧の遅れ、および第3四半期の受注数量減少の影響により減収減益となりました。

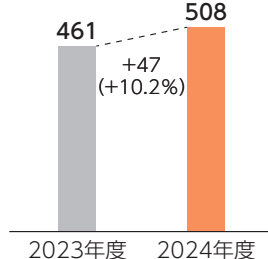
これらの結果、当セグメント全体の売上高は45億2千4百万円（前期比6億2千5百万円減、同12.2%減）、営業利益は3億4千5百万円（前期比2億6千4百万円減、同43.3%減）となりました。

金属加工セグメント

売上高 (単位: 百万円)



営業利益 (単位: 百万円)

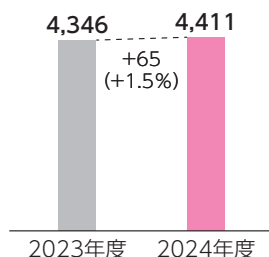


金属加工セグメントにおきましては、耐熱炉内用金物のアンカー、集じん機用リテーナの販売が好調に推移し、増収増益となりました。各種金属スプリングおよびプレス品は主要取引先（建設機械・自動車）の需要が落ち込み、減収減益となりました。引き続き生産性向上、適正価格維持に向けた活動に注力してまいります。

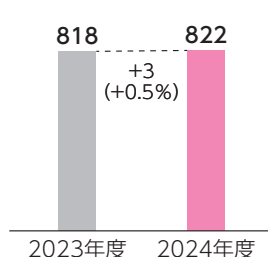
これらの結果、当セグメント全体の売上高は72億3千万円（前期比7千3百万円減、同1.0%減）、営業利益は5億8百万円（前期比4千7百万円増、同10.2%増）となりました。

エンジニアリングサービスセグメント

売上高 (単位: 百万円)



営業利益 (単位: 百万円)



建築・設備工事は、外部工事獲得の競争環境激化が続いているものの、設備工事の増加により増収増益となりました。塗料販売・塗装工事は、塗料・設備販売の好調により増収となったものの、利益性の高い塗装業務において建設機械向けの需要が落ち込み減益となりました。構造設計は、公共案件の獲得好調により増収増益となりました。

これらの結果、当セグメント全体の売上高は44億1千1百万円（前期比6千5百万円増、同1.5%増）、営業利益は8億2千2百万円（前期比3百万円増、同0.5%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額は33億7千6百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

化学品セグメント

(株)カーリット

受託評価試験設備導入、太陽光発電設備新設

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

化学品セグメント

(株)カーリット

推進薬原料製造設備増強、受託評価試験棟建設、工業用化学品製造設備更新、事務所棟等新設兼更新、研究所建物更新

金属加工セグメント

東洋発條工業(株)

大型プレス機導入

エンジニアリングサービスセグメント

富士商事(株)

本社建替え

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金、その他の所要資金については、自己資金および金融機関からの借入により調達いたしました。なお、連結有利子負債残高は12億8千万円となり前期比7億3千4百万円の減少となりました。

(4) 対処すべき課題

1. 会社の経営の基本方針

《経営理念》 信頼と限りなき挑戦

当社の創業者である浅野総一郎の理念「奮闘努力」を踏まえ、当社の、現代の存在意義と将来に向けた夢のある発展に照らし合わせ、当社は経営理念「信頼と限りなき挑戦」を掲げております。

当社グループは、社会と人々に貢献することが使命と考えます。そのためには「継続ある事業基盤の確立」と「不朽なる技術の進展」は不可欠であります。ステークホルダーからの信頼確保を第一に、研究開発体制の整備、新規事業への積極的な展開を図りながら、新製品の開発と新規事業の開拓を行ってまいります。

200年企業を目指し、社員一同、世界に信頼される「カーリットグループ」となるよう、飽くなき挑戦を日々積み重ねてまいります。

2. 中長期の経営戦略

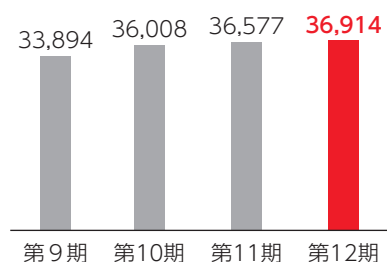
当社グループの2030～2035年のありたい姿を「持続可能な社会に貢献するために、`化学、と`技術、の力を合わせ、人びとの幸せな暮らしを支えたい」と定め、2024年度を最終年度とする中期経営計画「Challenge2024」を推進してまいりました。経営方針として「事業ポートフォリオの最適化により企業価値の向上を目指す」を掲げ、「成長事業の加速化」「研究開発の拡充」「既存事業の収益性改善」「ESG経営の高度化」「事業インフラの再構築」という5つの戦略を推進してまいりました。

今後は2025年3月に公表した新中期経営計画「Challenge2027」を推進し、成長事業への設備投資の推進や研究開発による新規事業の実現、資本収益性の改善、これらの戦略を支える人財戦略等に関する取り組みを進めてまいります。

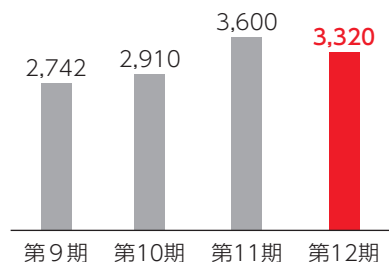
(5) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第9期 2022年3月期	第10期 2023年3月期	第11期 2024年3月期	第12期 当連結会計年度 2025年3月期
売上高 (百万円)	33,894	36,008	36,577	36,914
経常利益 (百万円)	2,742	2,910	3,600	3,320
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,336	2,246	2,598	2,570
1株当たり当期純利益 (円)	98.31	94.55	109.91	109.07
総資産 (百万円)	50,078	51,230	55,146	53,012
純資産 (百万円)	30,903	33,179	36,775	37,479
1株当たり純資産額 (円)	1,300.41	1,402.70	1,560.32	1,590.20

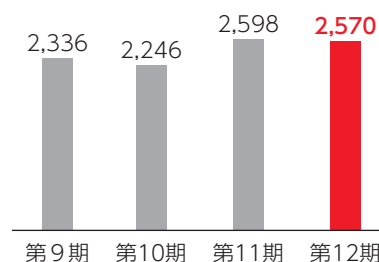
売上高 (単位：百万円)



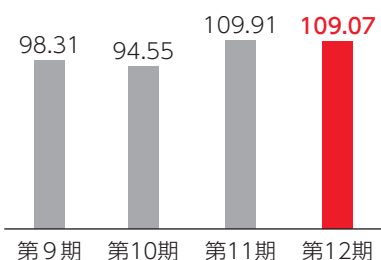
経常利益 (単位：百万円)



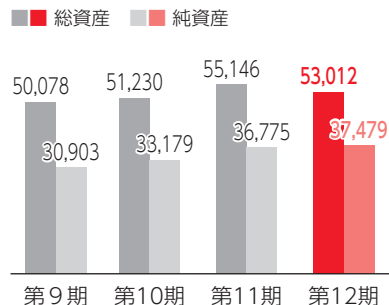
親会社株主に帰属する当期純利益
(単位：百万円)



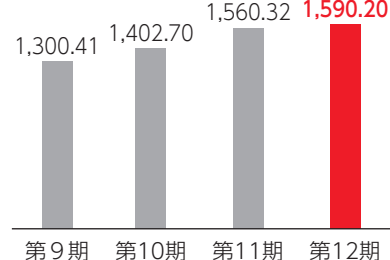
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産／純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
ジェーシーボトリング(株)	400百万円	100%	清涼飲料水のボトリング加工・販売
富士商事(株)	12百万円	100%	工業用塗料販売および塗装工事
並田機工(株)	33百万円	100%	各種耐熱炉内用金物の製造・販売
(株) 総合設計	10百万円	100%	建築物、工作物、上下水道・排水処理施設等の設計および監理
東洋発條工業(株)	40百万円	100%	自動車および建設機械向け各種スプリングの製造・販売
カーリット産業(株)	30百万円	100%	エンジニアリング・建設業務・白蟻防除
南澤建設(株)	60百万円	100%	建設工事・土木工事の設計・施工
佳里多（上海）貿易有限公司	70百万円	100%	電子材料等の販売・輸出入

- (注) 1. 当社の連結子会社は11社、持分法適用会社は1社であります。
2. 日本カーリット(株)および(株)シリコンテクノロジーにつきましては、2024年10月1日付で当社と合併し消滅したため、重要な子会社から除外いたしました。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業セグメント	主な事業内容
化 学 品 セ グ メ ン ト	<化薬分野> 産業用爆薬、自動車用緊急保安炎筒、信号焰管、煙火用材料の製造・販売 <受託評価分野> 危険性評価試験、電池試験 <化成品分野> 塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム、亜塩素酸ナトリウム、農薬、電極、過塩素酸の製造・販売 <電子材料分野> 有機導電材料、光機能材料、イオン導電材料の製造・販売 <セラミック材料分野> 研削材の製造・販売 <シリコンウェーハ分野> 半導体用シリコンウェーハ
ボ ト リ ン グ セ グ メ ン ト	清涼飲料水のボトリング加工・販売
金 属 加 工 セ グ メ ン ト	各種耐熱炉内用金物、スプリングの製造・販売
エンジニアリングサービスセグメント	工業用塗料販売・塗装工事、上下水道・排水処理施設・建築の設計・監理

(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先						借 入 額
(株)	み	ず	ほ	銀	行	137百万円
(株)	群		馬	銀	行	113百万円
み	ず	ほ	信	託	銀 行 (株)	66百万円
(株)	り	そ	な	銀	行	61百万円

(9) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(10) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(11) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024年10月1日付で当社を存続会社、当社の完全子会社であった日本カーリット(株)および(株)シリコンテクノロジーを消滅会社とする吸収合併を実施しました。本合併により、当社は消滅会社の有していた全ての権利義務を承継しております。

(12) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 23,957,741株（自己株式 92,259株を除く）

(3) 株 主 数 32,261名

(4) 大株主

株 主 名	所有株式数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	2,779	11.6
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	1,997	8.3
(株)日本カストディ銀行（信託口）	1,107	4.6
日 油 (株)	915	3.8
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	913	3.8
明治安田生命保険(相)	700	2.9
長 瀬 産 業 (株)	700	2.9
芙蓉総合リース(株)	522	2.2
ダイソーケミカル(株)	418	1.7
カーリット従業員持株会	405	1.7

- (注) 1. 持株比率は自己株式92,259株を控除して計算しております。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅(株)が退職給付信託として拠出したものであります。
3. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口の所有株式は、(株)みずほ銀行が退職給付信託として拠出したものであります。
4. 自己株式には、「株式給付信託（ＢＢＴ）」および「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」に係る(株)日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有している株を含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数（百株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	—	—
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告32ページ「3. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①株式給付信託（ＢＢＴ）の導入

当社は、2015年6月26日開催の第2回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する1事業年度60百万円を限度とする業績連動型株式報酬制度（ＢＢＴ）の導入が決議されております。また、2021年6月29日開催の第8回定時株主総会において、上記限度額に加えて、取締役（社外取締役を除く）に対して付与される業績連動型株式報酬制度（ＢＢＴ）の1事業年度当たりのポイント数の上限を120,000ポイントと決議いたしました。なお、当期末に信託口が所有する当該株式は256,800株です。

②株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）の導入

当社は、2023年11月28日開催の取締役会決議に基づき、2023年12月12日より、当社の従業員ならびに当社の一部の子会社の取締役および従業員等に対して、自社株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」を導入しております。なお、当期末に信託口が所有する当該株式は131,800株です。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	金子洋文	内部監査室担当
取締役	小川文生	経営企画部担当、経営企画部長
取締役	山口容史	研究開発本部担当
取締役	岡本英夫	財務部、法務・コンプライアンス部、金属加工セグメント担当
取締役	高橋茂信	生産本部、生産・品質統括部担当
取締役	新保誠一	
取締役	村山由香里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー、(株)電通総研社外取締役（監査等委員）、
取締役	藤原康弘	藤原会計士事務所代表、(株)会計応援工房代表取締役、(株)フコク社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	岩村伸一	
監査役	三田村玲子	三田村玲子公認会計士事務所代表
監査役	青木章哲	
監査役	岩井常道	

- (注) 1. 取締役新保誠一氏、取締役村山由香里氏および取締役藤原康弘氏の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役岩村伸一氏および監査役三田村玲子氏の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役新保誠一氏、取締役村山由香里氏、取締役藤原康弘氏、常勤監査役岩村伸一氏および監査役三田村玲子氏の5氏は東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
4. 取締役山本和夫氏は、2024年6月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 監査役三田村玲子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2024年10月1日付で当社を存続会社とし、当社の連結子会社であった日本カーリット(株)、(株)シリコンテクノロジーを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。これに伴い、兼務しておりました役員について、以下のとおり異動がありました。
- ・取締役小川文生氏は日本カーリット(株)の代表取締役を、取締役岡本英夫氏および取締役高橋茂信氏は日本カーリット(株)の取締役を、監査役青木章哲氏および監査役岩井常道氏は日本カーリット(株)の監査役をそれぞれ兼務しておりましたが、上記吸収合併に伴い退任いたしました。
 - ・取締役山口容史氏は、(株)シリコンテクノロジーの代表取締役を兼務しておりましたが、上記吸収合併に伴い退任いたしました。
7. 常勤監査役野沢勝則氏は、2024年6月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
8. 監査役藤原康弘氏は、2024年6月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役就任に伴う辞任により社外監査役を退任いたしました。
9. 2025年4月1日付で、取締役の担当および重要な兼職の状況の一部を次のとおり変更いたしました。

会社における地位	氏 名	変 更 前	変 更 後
取締役	小 川 文 生	経営企画部担当、経営企画部長	研究開発本部長
取締役	高 橋 茂 信	生産本部、生産・品質統括部担当	生産本部、長野工場統括、生産・品質統括部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役は、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社等の会社法上の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。会社の役員として行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、これによって役員が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会にて決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめその内容についてガバナンス委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

Ⅰ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

Ⅱ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、各取締役の職務の評価も加味して決定するものとしております。各取締役の職務の評価に関しては、代表取締役が各取締役の職務の状況の評価し、ガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。

Ⅲ. 賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、当社の取締役の報酬と業績および株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度としております。業績連動型株式報酬等の総額について1事業年度60百万円を限度としております。取締役（社外取締役を除く）に対し、連結経常利益を業績基準とし、当社が定めた役員株式給付規程に基づき達成度合いに応じて定められたポイントを付与します。連結経常利益を指標とする理由としては、営業活動を表す営業利益に財務活動による損益が加減されたものであり、経営活動全般の利益を表すものであるため、数値指標として採用します。一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付し、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とします。給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により、取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

a. 支給対象

取締役（社外取締役を除く）

b. 業績連動給与として支給する財産

当社普通株式および金銭

c. 株式報酬の支給額等の算定方法

下記算定方式により付与ポイント进行計算し、毎年の定時株主総会終了日に受給予定者にポイント进行付与します。

付与ポイント数＝配分原資（別表1）×（別表2に定める各受給予定者のポイント付与割合÷ポイント付与合計）÷信託が本株式を取得したときの株価（1ポイント未満は切り捨て）

（別表1）配分原資

業績基準	配分原資
連結経常利益20億円以上、かつ連結純利益15億円以上	連結経常利益の1.0% （取締役に対する上限60百万円）
連結経常利益20億円未満 あるいは20億円以上であっても連結純利益15億円未満	支給せず

（注）1. 連結経常利益、配分原資は百万円未満切捨て。

2. 相応の理由がある場合には、取締役会決議によりポイント进行付与しない場合があります。

(別表2) ポイント付与割合

役位	ポイント付与割合
取締役会長	2.5
取締役社長	4.0
取締役副社長	2.5
取締役専務	2.0
取締役常務	1.5
取締役	1.0

- (注) 1. 各事業年度において付与されるポイント数合計の上限は取締役120,000ポイント。
2. ポイント割合に応じて割り振られる金額は1万円未満切捨て。

上記の計算式により付与された毎年のポイントの累計数を基礎として、以下の算式により計算される株式数を給付される権利を当該受給予定者の退任時に取得します。なお、給付株式数に単元未満株式の株数が生じる場合、当該株数相当の金銭を給付します。また、受給予定者が死亡した場合には、当該株数に受給予定者の死亡した日の株式市場における終値または気配値を乗じた金額に相当する金銭を当該取締役の遺族に給付します。

給付株式数＝累計ポイント×1.0

Ⅳ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会はガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、Ⅰ.において記載のとおり、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。業務執行取締役については、固定報酬としての基本報酬に加えて、業績連動型株式報酬として、Ⅲ.において記載のとおり、各事業年度の業績に応じてポイントを付与し、原則各取締役の退任時にポイントの累計数に応じた株式数を賞与として支給します。したがって、業務執行取締役の報酬等の額に対する割合は、業績連動型株式報酬によって付与されるポイントに応じて変動することがあります。

Ⅴ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の取締役の報酬額については、透明性・客観性を高めるためガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。業績連動型株式報酬制度については、上記Ⅲ.の記載内容にしたがってポイントを計算し、取締役会にて決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	左記のうち、 非金銭報酬等	
取 締 役	145 (うち社外 21)	119 (うち社外 21)	26 (うち社外 0)	26 (うち社外 0)	9 (うち社外 4)
監 査 役	37 (うち社外 23)	37 (うち社外 23)	-	-	6 (うち社外 4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議いただいております（但し、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役3名）であります。また、上記とは別枠で、2015年6月26日開催の第2回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する1事業年度60百万円を限度とする業績連動型株式報酬制度の導入が決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。なお、2021年6月29日開催の第8回定時株主総会において、上記限度額に加えて、取締役（社外取締役を除く）に対して付与される業績連動型株式報酬制度の1事業年度当たりのポイント数の上限を120,000ポイントと決議いたしました。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名であります。業績連動型株式報酬制度の詳細につきましては、事業報告33ページ「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等 Ⅲ. 賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりであります。
2. 監査役の報酬限度額は2014年6月27日開催の第1回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。
3. 上記には2024年6月27日開催の第11回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役1名を含んでおります。
4. 上記には2024年6月27日開催の第11回定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任した社外監査役2名を含んでおります。なお、退任した社外監査役のうちの1名である藤原康弘氏は、第11回定時株主総会において社外取締役に選任され就任したため、上記の支給額と人員につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
5. 業績連動報酬および非金銭報酬等は、当事業年度における業績連動型株式報酬制度に係る費用計上額を記載しております。なお、業績連動型株式報酬の算定にあたっては連結経常利益を業績基準として選定しており、当事業年度に係る実績については3,320百万円となります。当該報酬制度の業績基準として連結経常利益を選定する理由、および報酬額の算定方法については、事業報告33ページ「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等 Ⅲ. 賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役村山由香里氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー、(株)電通総研社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と同事務所および同社の間には、特別な利害関係はありません。

社外取締役藤原康弘氏は、藤原会計士事務所代表、(株)会計応援工房代表取締役および(株)フコフ社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と同事務所および各社の間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役三田村玲子氏は、三田村玲子公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、当社と同事務所の間には、特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 の 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期待される役割に関して行った職務の概要
新 保 誠 一	社 外 取 締 役	当期において開催された取締役会全17回のうち16回に出席し、数社において社外役員を歴任した経験に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当期において開催されたガバナンス委員会6回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
村 山 由 香 里	社 外 取 締 役	当期において開催された取締役会全17回すべてに出席し、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当期において開催されたガバナンス委員会6回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
藤 原 康 弘	社 外 取 締 役	当期において開催された取締役会全17回のうち16回に出席し（社外監査役として4回、社外取締役として12回）、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当社社外取締役就任後に開催されたガバナンス委員会4回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
岩 村 伸 一	社 外 監 査 役	当社社外監査役就任後に開催された取締役会全13回すべて、監査役会15回すべてに出席し、出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
三 田 村 玲 子	社 外 監 査 役	当社社外監査役就任後に開催された取締役会全13回すべて、監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づいて発言を行っております。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	4,945	支払手形及び買掛金	5,164
受取手形、売掛金及び契約資産	9,649	1年内返済予定の長期借入金	235
商品及び製品	3,503	未払法人税等	1,347
仕掛品	628	賞与引当金	815
原材料及び貯蔵品	2,045	その他	2,372
その他	2,146	流動負債合計	9,935
貸倒引当金	△12	II 固定負債	
流動資産合計	22,906	長期借入金	235
II 固定資産		リース債務	660
1 有形固定資産		繰延税金負債	2,939
建物及び構築物	7,950	株式給付引当金	42
機械装置及び運搬具	3,280	役員株式給付引当金	111
土地	5,751	退職給付に係る負債	342
リース資産	759	その他	1,265
建設仮勘定	1,484	固定負債合計	5,597
その他	257	負債合計	15,533
有形固定資産合計	19,482	純 資 産 の 部	
2 無形固定資産		I 株主資本	
その他	480	資本金	2,099
無形固定資産合計	480	資本剰余金	1,190
3 投資その他の資産		利益剰余金	29,271
投資有価証券	8,631	自己株式	△333
繰延税金資産	541	株主資本合計	32,228
退職給付に係る資産	425	II その他の包括利益累計額	
その他	565	その他有価証券評価差額金	4,838
貸倒引当金	△21	繰延ヘッジ損益	△10
投資その他の資産合計	10,142	為替換算調整勘定	198
固定資産合計	30,105	退職給付に係る調整累計額	224
資産合計	53,012	その他の包括利益累計額合計	5,251
		純資産合計	37,479
		負債・純資産合計	53,012

連結損益計算書 (2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
I	売上高	36,914
II	売上原価	27,662
	売上総利益	9,252
III	販売費及び一般管理費	6,205
	営業利益	3,046
IV	営業外収益	
	受取配当金	256
	持分法による投資利益	19
	その他	102
V	営業外費用	
	支払利息	43
	休止設備関連費用	56
	その他	4
	経常利益	3,320
VI	特別利益	
	固定資産売却益	33
	投資有価証券売却益	2,055
VII	特別損失	
	固定資産売却損	0
	固定資産除却損	456
	減損損失	943
	税金等調整前当期純利益	4,008
	法人税、住民税及び事業税	1,822
	法人税等調整額	△384
	当期純利益	2,570
VIII	親会社株主に帰属する当期純利益	2,570

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	3,708	支払手形及び買掛金	1,426
受取手形、売掛金及び契約資産	6,164	1年内返済予定の長期借入金	235
商品及び製品	2,911	預り金	1,828
仕掛品	354	賞与引当金	521
原材料及び貯蔵品	1,402	その他	3,046
関係会社短期貸付金	652	流動負債合計	7,059
その他	622	II 固定負債	
貸倒引当金	△36	長期借入金	235
流動資産合計	15,779	リース債務	628
II 固定資産		長期預り金	1,614
1 有形固定資産		繰延税金負債	2,610
建物及び構築物	7,322	株式給付引当金	42
機械装置及び運搬具	1,921	役員株式給付引当金	111
工具器具備品	197	その他	82
土地	4,873	固定負債合計	5,325
リース資産	719	負債合計	12,384
建設仮勘定	1,591	純 資 産 の 部	
有形固定資産合計	16,627	I 株主資本	
2 無形固定資産		1 資本金	2,099
ソフトウェア	28	2 資本剰余金	
ソフトウェア仮勘定	368	(1) 資本準備金	1,196
その他	7	(2) その他資本剰余金	13,715
無形固定資産合計	405	資本剰余金合計	14,911
3 投資その他の資産		3 利益剰余金	
投資有価証券	8,100	(1) その他利益剰余金	
関係会社株式	3,555	繰越利益剰余金	12,719
関係会社長期貸付金	1,711	その他利益剰余金合計	12,719
前払年金費用	90	利益剰余金合計	12,719
その他	227	4 自己株式	△333
投資その他の資産合計	13,686	株主資本合計	29,397
固定資産合計	30,719	II 評価・換算差額等	
資産合計	46,498	その他有価証券評価差額金	4,727
		繰延ヘッジ損益	△10
		評価・換算差額等合計	4,716
		純資産合計	34,113
		負債・純資産合計	46,498

損益計算書 (2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		11,894
II 売上原価		8,469
売上総利益		3,425
III 販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費		2,761
営業利益		664
IV 営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	1,450	
その他	20	1,534
V 営業外費用		
支払利息	32	
休止設備償却費	70	
その他	3	106
経常利益		2,091
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	2,082	
抱合せ株式消滅差益	2,480	4,562
VII 特別損失		
固定資産除却損	501	
減損損失	943	
投資有価証券売却益修正損	1,621	3,066
税引前当期純利益		3,588
法人税、住民税及び事業税	915	
法人税等調整額	△785	130
当期純利益		3,457

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社カーリット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 依 里
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 脇 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カーリットの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーリット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社カーリット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 依 里
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 脇 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カーリットの2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

株式会社カーリット 監査役会

常勤監査役 岩村 伸一 ㊞

監査役 三田村 玲子 ㊞

監査役 青木 章哲 ㊞

監査役 岩井 常道 ㊞

(注) 常勤監査役岩村伸一及び監査役三田村玲子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図



日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

会場 株式会社カーリット 本社会議室
東京都中央区京橋一丁目17番10号
住友商事京橋ビル7階
TEL:03 (6893) 7070 (代)

交通 ● JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩約10分
● 東京メトロ銀座線「京橋駅」4番出口より徒歩約6分
● 都営浅草線「宝町駅」A2、A8出口より徒歩約2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地の入力は不要です!

右図を
読み取り
ください。

